

特定電子メールの 送信の適正化等に関する 法律のポイント

広告宣伝メールに係るオプトイン方式の規制などについて



① 法律の義務づけなどの対象となる電子メール	1
② オプトイン方式について	1
③ 同意を証する記録の保存について	2
④ 表示義務について	3
⑤ 受信拒否について	4
⑥ 主要な罰則	5
⑦ 参考	6

いわゆる迷惑メール対策については、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（以下「特定電子メール法」といいます。）により、原則としてあらかじめ同意した者に対してのみ広告宣伝メールの送信が認められる「オプトイン方式」が導入されています。

このほか、取引の公正や購入者などの損害を防止するため、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）により、電子メール広告を行う通信販売業者などが規制されています。

特定電子メール法と特定商取引法は、規制の観点と対象が異なりますが、広告宣伝メールの内容などによっては、一部、両方の法律の適用を受ける場合があります。

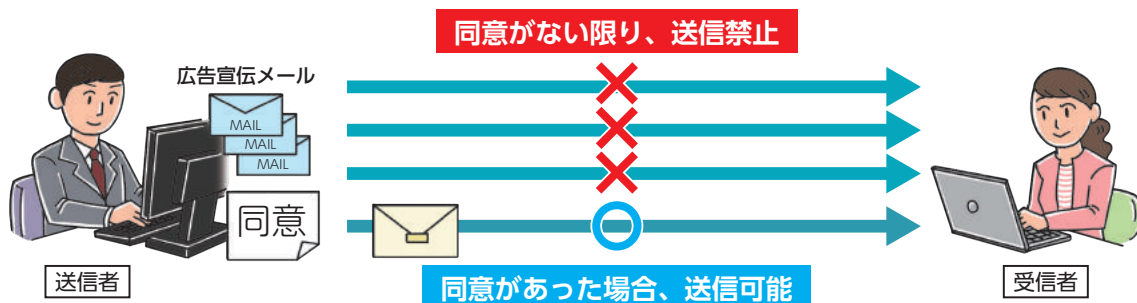
1 法律の義務づけなどの対象となる電子メール

広告宣伝のために送信される電子メール（広告宣伝メール）が対象となります。

- ✓ 広告宣伝メール全般について、オプトイン方式や、特定の事項の表示が義務づけられています。
 - ✓ 携帯して使用する通信端末機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末など）同士でメッセージを電話番号により送受信するサービス（例えば、ショートメッセージサービス（SMS））も対象となります。
 - ✓ 他人の営業のために送信されるものも対象となります。
 - ✓ 非営利団体や営業を営まない個人が送信する電子メールは対象外です。
 - ✓ 海外から送信され、日本に着信する広告宣伝メールも対象となります。
- ※ 通信販売などの電子メール広告を個人に対して行う場合には、特定商取引法の適用があります。

2 オプトイン方式について

あらかじめ同意した者に対してのみ広告宣伝メールを送信することができます。



例外（同意なしに送信することができる場合）

- ✓ 取引関係にある者に送信する場合（※1）
 - ✓ 名刺などの書面により自己の電子メールアドレスを通知した者に対して送信する場合（※1）
 - ✓ 自己の電子メールアドレスを通知した者に対して、以下の広告宣伝メールを送る場合
 - 同意の確認をするための電子メール
 - 契約や取引の履行に関する事項を通知する電子メールであって、付随的に広告宣伝が行われているもの
 - フリーメールサービスを用いた電子メールであって、付随的に広告宣伝が行われているもの
 - ✓ 自己の電子メールアドレスをインターネットで公表している者（個人の場合は、営業を営む場合の個人に限る。）に送信する場合（※2）
- ※1 送信される電子メールが通信販売などの電子メール広告の場合には、特定商取引法が適用されるため、請求・承諾なしに送信することはできません。
- ※2 自己の電子メールアドレスの公表と併せて、広告宣伝メールの送信をしないように求める旨が公表されている場合は、同意なく送信することはできません。

3 同意を証する記録の保存について

広告宣伝メールの送信に当たっては、受信者から送信することについて同意をとっている旨の記録を保存する必要があります。

保存するもの

- ✓ 個別の電子メールアドレスについて、同意を受けた際の状況を示す記録（時期と方法など）

- ✓ 同意の取得に際し、送信者などが書面の提示、電子メールの送信、ウェブサイトから通信文の伝達をしていた場合は、電子メールアドレスのリストに加え、以下の事項とすることも可能
 - 同意の取得に際し、書面（FAXを含む）の提示をしていた場合
 - 当該書面に記載した定型的な事項
 - 同意の取得に際し、電子メールの送信をしていた場合
 - 当該電子メールの通信文のうち定型的な事項
 - 同意の取得に際し、ウェブサイトから通信文の伝達をしていた場合
 - 当該通信文（ウェブサイトに表示された事項）のうち定型的な事項

保存期間

- ✓ 記録の保存に係る広告宣伝メールを最後に送信した日から1ヶ月
（ただし、特定電子メール法に基づく措置命令を受けた場合は、1年間）

※ 広告宣伝メールが特定商取引法上の通信販売電子メール広告などに該当する場合は、上記の記録に加えて、以下の記録を、通信販売電子メール広告などを行った日から3年間保存する必要があります。

- ✓ 請求・承諾があったことを示す書面または電子データ

- ✓ 以下の両方に該当する場合には、請求・承諾の取得に際して表示した定型的な内容を示す書面または電子データと、それが表示された時期を示す記録とすることも可能
 - ウェブサイト、電子メール、書面などにより定型的な内容を提示することによって同意を得て、送信先の電子メールアドレスのリストを作成している。
 - 提示された定型的な内容において、請求・承諾をする者が 自己の意に反して請求・承諾の意思表示をすることのないように分かり易い表示がなされている。

4 表示義務について

広告宣伝メールの送信に当たっては、以下のような表示が義務づけられています。



送信者情報(送信に用いた電子メールアドレス、IPアドレス、ドメイン名)を偽って送信することは禁止されています。

✓送信者など(※1)の氏名または名称

✓受信拒否の通知ができる旨

受信拒否の通知先の直前または直後に表示する必要があります。送信に用いられた電子メールアドレスに送信することで通知できる場合は、その旨を電子メールの中の受信者が容易に認識できる場所に表示する必要があります。

✓受信拒否の通知を受けるための電子メールアドレスまたはURL(※2)

URLとする場合は、リンク先において、受信拒否に必要な情報が明確かつ平易に提供され、受信拒否の通知が容易に行うことができるよう、必要な措置が講じられている必要があります。

特定商取引法上の販売業者などと

送信者などが異なる場合

✓販売業者などの氏名または名称

✓相手方が電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するための電子メールアドレスまたはURL(※2)

特定商取引法に基づくその他の表示事項はリンク先での表示とすることも可能です。

✓送信者などの住所

✓苦情・問合せなどを受け付けることができる電話番号、電子メールアドレス、URL(※2)

リンク先での表示とすることも可能です。その場合は、表示場所を示す情報を電子メールの中に表示する必要があります。

※1 電子メールの送信を委託している場合は、送信者または委託者のうち送信に責任を有するもの

※2 ハイパーリンクとすることも可能

★表示義務には一定の例外があります(例えば、受信拒否の対象とならない広告宣伝メールにおいては、受信拒否の通知ができる旨や受信拒否の通知先を表示する必要がないなど)。

5 受信拒否について

広告宣伝メールの送信について同意された場合であっても、受信拒否の通知を受けた場合には、以後の送信が禁止されます。

受信拒否の方法

例えば以下のような方法があります。

- ✓ 広告宣伝メール中に表示されている、受信拒否の通知を受けるための電子メールアドレスあてに、受信を拒否する自己の電子メールアドレスと、受信を拒否する旨を伝える。
- ✓ 広告宣伝メールの中に表示されている、受信拒否の通知を受けるためのURLにより誘導されるウェブサイトにおいて、必要事項の入力などを行う。

注意事項

受信拒否の通知を受けた際には、後日、通知の有無について争いになることを避けるため、その記録を保存するようにしてください。

例外（受信拒否の通知を受けた場合であっても送信できるもの）

- ✓ 契約や取引の履行に関する事項を通知する電子メールにおいて、付随的に広告宣伝が行われる場合
 - ✓ フリーメールサービスを用いた電子メールなどにおいて、付随的に広告宣伝が行われる場合
 - ✓ その他、広告又は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メール（受信者の意思に反することなく送信されるものに限る。）において、広告宣伝が付随的に行われる場合
- ※ 特定商取引法においても、請求・承諾に基づいて行われた電子メール広告の相手方から、電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、以後の電子メール広告が禁止されます。

6 主要な罰則

送信者情報を偽った送信



1年以下の懲役または100万円以下の罰金

(法人の場合は行為者を罰するほか、法人に対して3,000万円以下の罰金)

※総務大臣及び内閣総理大臣による命令の対象ともなる

架空電子メールアドレスあて送信

受信拒否者への送信

表示義務違反

同意のない者への送信



総務大臣及び内閣総理大臣による命令（架空電子メールアドレスあての送信の場合は、総務大臣による命令）。

命令に従わない場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金

(法人の場合は行為者を罰するほか、法人に対して3,000万円以下の罰金)

同意の記録義務違反



総務大臣及び内閣総理大臣による命令。命令に従わない場合、100万円以下の罰金

(法人の場合は行為者を罰するほか、法人に対して100万円以下の罰金)

※特定商取引法における罰則は以下のとおりです。

- 請求・承諾のない者への電子メール広告の提供、拒否者に対する電子メール広告の提供、請求・承諾があった旨の記録保存義務違反

→100万円以下の罰金

さらに、

- 同意のない者への電子メール広告または拒否者への電子メール広告において虚偽・誇大広告や表示義務違反

→1年以下の懲役または200万円以下の罰金（またはこれらの併科）

なお、上記の違反行為はいずれも行政処分（主務大臣による指示又は業務停止命令など）の対象になります。

7 参考

特定電子メール法と特定商取引法の主な違い

		特定電子メール法	特定商取引法
目的		電子メールの送受信上の支障の防止	消費者保護、取引の公正
規制の対象となる電子メール		・自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メール	通信販売などの電子メール広告
規制対象となる者		・送信者 ・送信委託者	・販売業者など ・電子メール広告受託事業者
規制などの内容	オプトイン方式	・あらかじめ同意した者など以外に広告宣伝メールを送信することを禁止 ・同意を証する記録の保存義務 ・受信拒否者への送信禁止 ・表示義務	・請求・承諾のない者に対する電子メール広告を禁止 ・請求・承諾の記録の作成・保存義務 ・受信拒否者への電子メール広告の禁止 ・表示義務
	架空電子メールアドレス（※1）をあて先とする電子メールへの対策	・架空電子メールアドレスをあて先とする送信の禁止 ・電気通信事業者が役務の提供を拒否できる場合あり	—
	送信者情報（※2）を偽装した電子メールへの対策	・送信者情報を偽った送信の禁止 ・電気通信事業者が役務の提供を拒否できる場合あり	—
	電気通信事業者などに対する求め	総務大臣は、電子メールアドレスなどについての契約者情報の提供を求めることができる。	主務大臣は、電子メールアドレスなどについての契約者情報の提供を求めることができる。

※1 プログラムにより自動的に作成された電子メールアドレスであって、利用者がいないもの

※2 送信に用いた電子メールアドレス、IPアドレス、ドメイン名

特定電子メール法の詳細などは下記のウェブサイトをご参照ください。

総務省ウェブサイト（電気通信消費者情報コーナー）http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/m_mail.html

特定商取引法の詳細などは下記のウェブサイトをご参照ください。

消費者庁ウェブサイト（特定商取引法ガイド）<http://www.no-trouble.go.jp/>

迷惑メールに関する相談の受付・情報提供について

（一財）日本データ通信協会 迷惑メール相談センターでは、迷惑メールに関する相談を受け付けているほか、特定電子メール法に違反していると思われる広告宣伝メールの収集・分析などを行っています。特定電子メール法に違反していると思われる広告宣伝メールを受信された場合には、情報提供にご協力ください。迷惑メール相談センターの相談窓口の電話番号、情報提供先の電子メールアドレスは下記のとおりです。

迷惑メール相談センター（<https://www.dekyo.or.jp/soudan/>）

- 相談窓口の電話番号：03-5974-0068
受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く）
- 同意をした覚えのない広告宣伝メール、表示義務に違反した広告宣伝メール、送信者情報を偽装した広告宣伝メールの情報提供先：meiwaku@dekyo.or.jp
- 受信拒否後に送信された広告宣伝メールの情報提供先：mailagain@dekyo.or.jp

※上記の電子メールアドレスへの情報提供以外の特定電子メールの送信を拒否致します。

お問い合わせ窓口

特定電子メール法に関する相談について

総務省 消費者行政第二課
消費者庁 取引対策課

03-5253-5487
03-3507-9213

迷惑メールに関する一般的な相談について

(一財) 日本データ通信協会 迷惑メール相談センター 03-5974-0068

総務省電気通信消費者相談センター	03-5253-5900	東海総合通信局電気通信事業課	052-971-9133
北海道総合通信局電気通信事業課	011-709-3956	近畿総合通信局電気通信事業課	06-6942-8519
東北総合通信局電気通信事業課	022-221-0632	中国総合通信局電気通信事業課	082-222-3376
関東総合通信局電気通信事業課	03-6238-1935	四国総合通信局電気通信事業課	089-936-5042
信越総合通信局電気通信事業課	026-234-9952	九州総合通信局電気通信事業課	096-326-7862
北陸総合通信局電気通信事業課	076-233-4429	沖縄総合通信事務所情報通信課	098-865-2302

※窓口により受付時間が異なりますのでご注意ください。